

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(1) 児童虐待防止への取り組み

施策の方向(1) 児童虐待防止への取り組み

児童虐待は、子どもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、児童虐待の発生を予防していくことが重要です。特に、虐待の疑いがある段階や、虐待行為の始まる前など、できるだけ早期からの支援が必要とされています。

とりわけ、出産後間もない時期などに、保健師などの専門職が訪問して子育て家庭を支援し、子どもの健やかな育ちと子育て不安の軽減を図るとともに、子どもや保護者の心身の健康状態など、子育て家庭における不安な兆候や課題を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援を行うことが有効です。

地域での児童虐待の予防体制づくりを進めるとともに、未然防止や早期発見に向けた啓発活動を継続的に実施していくことも重要な取り組みです。

近年では、経済的、家庭的などの問題から、児童などが居所不明となるケースが見られます。子ども家庭支援センター、学校、民生委員・児童委員、児童相談所など関係機関が連携して対応していく必要があります。

事業	内容	方向性	担当課
① 児童虐待への対応	■先駆型子ども家庭支援センター(高幡本部)で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や市民との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■あわせて虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。	■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。	子ども家庭支援センター
② 児童虐待防止の啓発	■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な啓発活動の実施により、広く児童虐待防止への理解と協力の啓発に努める。	子ども家庭支援センター
③ 日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)	■児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための連絡協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。	■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めるため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。 ■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	子ども家庭支援センター

(1) 児童虐待防止への取り組み (2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業	内容	方向性	担当課
④ 健康課との連携強化	■隔月で、健康課との連携強化会議を実施。 ■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。	■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。 ■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。	子ども家庭支援センター
⑤ 虐待防止マニュアルの活用	■平成19年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。	■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。	子ども家庭支援センター
⑥ 養育家庭啓発活動	■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。 ■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを実施している。	■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。 ■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取組、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めている。	子ども家庭支援センター

施策の方向(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

近年、ひとり親家庭が増加傾向にあります。母子家庭、父子家庭など家族形態の違いにかかわらず、全ての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら子育てできるよう、支援していく必要があります。

ひとり親家庭が置かれている状況は、就業の形態や子どもの年齢、疾病や障害、親など保護者の健康状態、DV、児童虐待など様々な課題があるため、ひとり親家庭個々の状況に即した適切な支援を行うとともに、一般の子育てや要支援家庭への施策を組み合わせる必要があります。そのためには、関係機関や地域のネットワークにより、総合的に相談支援が行える体制の充実や必要な支援制度を提供することが求められています。

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実 (3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業	内容	方向性	担当課
① 母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 ■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。	■父子家庭への支援の拡大が法制化されたことを受け、今後もそれぞれのひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	セーフティネットコールセンター
② 情報提供の充実	■「ひとり親家庭のしおり」を、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	■一定期間ごとに改訂版を作成し、情報の更新を図っていく。また広報やホームページを活用し、常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集をしていく。	セーフティネットコールセンター
③ ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年2～3回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	セーフティネットコールセンター
④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するための就労支援の相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、継続的な自立の支援を行う。	■対象者からの相談を待つだけでなく、母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。	セーフティネットコールセンター

施策の方向(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

ひとり親家庭を支援するため、それぞれの家庭が抱える様々な課題にきめ細かく対応し、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など個々のニーズに応じた総合的な支援を推進していく必要があります。

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親など保護者が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望めます。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業	内容	方向性	担当課
① 母子生活支援施設入所支援	■18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■最大でも2年を入所期間の限度としながら退所に向けた自立支援計画を立てる。	■母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所支援が必要であると思われる世帯を1日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談支援だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所に向けた支援を行う。	セーフティネットコールセンター
② 母子家庭等自立支援給付金(教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【入学支援修了一時金】 高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ受給申請時と養成機関卒業時にひとり親世帯の場合、卒業時に給付	■就労支援の相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。	セーフティネットコールセンター
③ 求職活動中の一時保育料の免除	■母子家庭の就労を支援するため、母子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。	■一時保育については新制度に伴うニーズ調査の結果、利用ニーズを充足する定員数は確保しているため、現状維持、継続実施していく。ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター
④ 母子及び父子福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■貸付の対象が父子家庭に拡大されたため、広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口の開設(土曜日や日曜日)を検討する。	セーフティネットコールセンター
⑤ 離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。(2年以内)	■市営住宅を提供するだけでなく、退去までの間の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた相談を受け、1日も早い自立のための支援を行う。	セーフティネットコールセンター

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業	内容	方向性	担当課
⑥ 児童育成手当	■ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する20歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。 ※所得制限限度額あり。 ■児童1人につき、支給月額が育成手当13,500円、障害手当15,500円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。	■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。	子育て課
⑦ 児童扶養手当	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は20歳未満）を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■子ども1人の場合、所得に応じて全部支給42,000円（H26年度）、一部支給41,990円～9,910円で決定。子ども2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円の加算。 ■支給時期は12月、4月、8月にそれぞれ4か月分を支給。	■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課
⑧ ひとり親家庭医療費助成制度	■18歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は20歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。	■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。 ■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。	子育て課
⑨ ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月12回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。 ■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。	■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。 ■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるよう事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。 ■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。	子育て課





施策の方向 (4) 不登校・ひきこもりの子への支援

学齢期や思春期においては、不登校、ひきこもり、摂食障害などの課題を抱える子どもや青少年も多くみられます。特に学齢期では、虐待や養育放棄など他の課題が重なるなど、不登校の原因や背景が多様化、複雑化しており、スクールソーシャルワーカーなどの専門家や他の専門機関など一層連携し、未然防止や早期発見に努め、適切に支援することが必要になっています。

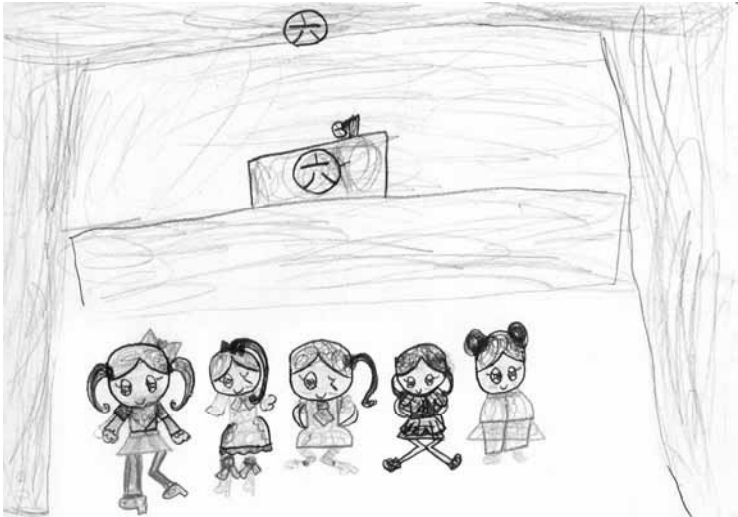
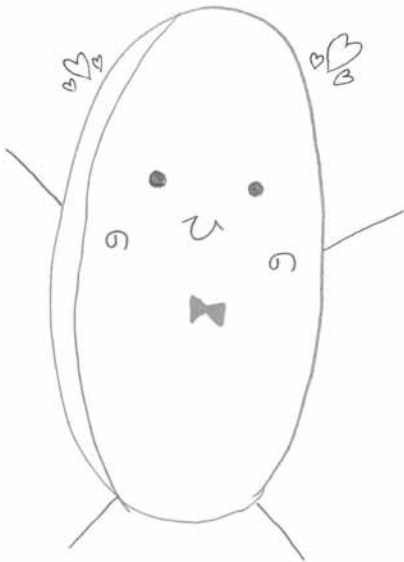
事業	内容	方向性	担当課
① 不登校やひきこもりの子の居場所づくり	■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのPRを図る。	子育て課
② 不登校の子どもたちの教室「わかば学級」	■不登校の児童・生徒が通室している「わかば教室」では、学習指導、学校生活、学校復帰の適応のための指導に重点を置いている。 ■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、不登校・登校しぶりなど環境や学習等の問題に関する相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。	■不登校の子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの対応の体制を作っていく。	教育センター
③ 学校登校支援	■日野サンライズプロジェクトの趣旨に則り不登校児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。 ■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「適応状況調査（児童・生徒の出・欠席の状況調査）」の集約・分析を通して対応策を検討する。 ■小・中学校訪問（対応策相談・助言・ケース会議への参加。） ■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。（日野市適応指導教室「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等） ■その他、必要に応じて不登校児童・生徒の支援につながること。	■各小中学校に日野サンライズプロジェクトの周知を図り、不登校児童・生徒の出現を未然に防ぐ取り組みを行う。 ■適応状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。 ■不登校児童・生徒の学校復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。	教育課 ・ 支援課 ・ 教育センター ・ 子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

事業	内容	方向性	担当課
④ スクールソーシャルワーカー（SSW）	■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業（補助率1／2）を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し必要な支援を行う。	■SSWは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。 ■平成26年度からSSWの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするSSWの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。	教 育 支 援 課



Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て 方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て

方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

施策の方向(1) 遊びの場の充実

事業

- ①自然体験広場 } p.88
- ②プレーパーク }
- ③地域の遊び場(公園、児童遊園など) } p.89

施策の方向(2) 学びの場の充実

事業

- ①わかる授業、魅力ある授業の充実 } p.89
- ②人とのかかわる力の育成 }
- ③特色ある学校づくり }
- ④保護者・地域・関係機関などとの連携 }
- ⑤がん教育 } p.90
- ⑥ICT活用教育の推進 }
- ⑦情報モラル教育 }
- ⑧図書館における子どもの本への関心、
興味を促す取り組み }
- ⑨郷土資料館 } p.91
- ⑩公民館事業 }
- ⑪「土曜のひろば」遊学講座 }
- ⑫学習支援 } p.92

施策の方向(3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

事業

- ①保育園における農業体験 } p.92
- ②自然環境を活かした体験学習 }
- ③幼稚園・小中学校での農業体験 }
- ④食農教育事業 }
- ⑤ひのっ子エコアクション } p.93

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(1) 遊びの場の充実



施策の方向（1）遊びの場の充実

子どもは、年齢の違う者同士で遊んだり、成功や失敗、感動体験に触れたりすることを通して、上下関係などの社会性や生きる力を身につけ、主体性をもって行動することができるようになると考えられます。しかし、近年では、テレビや携帯電話などのメディアやゲームなどが急速に普及したこと、都市部への人口集中などにより急速に都市化が進んだことなどにより、子どもたちにとって「屋外」が遊びにくい空間になり、逆に「室内」が快適な空間になってきているように感じられます。また、親など保護者としても、周囲への気兼ねや犯罪、事故などへの不安から、安心して子どもを遊びに行かせられないという気持ちもあります。

親など保護者も子ども共に楽しむことができ、そして地域がつながる場としての「遊びの場」を整えるとともに、行政・地域・NPOなどが協力し、今ある「遊びの場」の魅力をより引き出していくが必要になっています。

事業	内容	方向性	担当課
① 自然体験広場	■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。 ■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやデイキャンプなどの野外活動の機会を提供することで、子どもたちの体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。 ■ジュニアリーダー講習会、児童館デイキャンプ、育成会、子ども会、家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子どもたちが夏の楽しいひと時を過ごしている。 ■秋には1日限定の自然体験広場として「あきなかだ」を開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。	■文部科学省中央教育審議会は、平成25（2013）年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。 ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。 ■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。	子育て課
② プレーパーク	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」（毎週金曜・第2土曜・第4水曜）を開催している。 ■開催実績（平成25年度） 開催：60回 参加人数：6,802人（延べ） ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。	■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。	子育て課

事業	内容	方向性	担当課
③ 地域の遊び場 (公園、児童遊園など)	■現在、市内各所に都市公園・緑地が197か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが72か所。 ■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。	■公園出入口のバリアフリー化を進めている。 ■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行うことにより、親など保護者が関与しすぎない環境を創造し、他者との関わり合いやコミュニケーション形成を促していく。 ■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。	緑と清流課



施策の方向 (2) 学びの場の充実

平成 26 (2014) 年 3 月に策定された第2次学校教育基本構想に掲げられている3つの基本方針及び日野市生涯学習推進基本構想・基本計画に掲げられている基本理念に基づく3つの視点に沿って学びの場の充実を図っていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① わかる授業、 魅力ある授業 の充実	■第2次日野市学校教育基本構想に基づき、自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する確かな学力の育成を図る。 ■授業におけるユニバーサルデザインの視点やICTを活用した授業を推進する。 ■習熟度別少人数指導や教育ボランティア等を活用し、個に応じた指導を充実する。	■「魅力ある授業づくりプロジェクト」と題して、様々な場面で「感じ、考え、表現するひのっ子を育てる授業」を目指した魅力ある授業づくりについて提案する。 ■各種委員会、小教研・中教研、各校の校内研究とも連携しながら、ひのっ子の豊かな学びを創っていく。	学 校 課
② 人とかかわる 力の育成	■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。 ■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にする心、感動する心や努力する心を育む。	■小学校では縦割り班活動、中学校では、部活動、学校行事等において異年齢とかかわる機会を意図的に設けたり、職場体験等において他者とかかわる教育活動を進めたりして、豊かな心の育成を図り、人とかかわる学習活動を今後も意図的に取り入れ充実を図る。	学 校 課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(2) 学びの場の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 特色ある学校づくり	■優れた教育力により、子供たちが楽しく誇りに思える学校を地域とともに築く。 ■選べる学校制度のもと、開かれた学校、見える学校づくりを進め、地域の人材、自然、文化、歴史、産業等を幅広く活用するなど地域の実態や特色を踏まえながら、一人ひとりの個性を発見し、個性を伸ばしていけるような特色ある学校づくりを推進する。	■学校が抱えている課題や教育内容、指導方法の改善等について積極的に研究調査する等、各学校からの独自の提案内容に応じた校内研究を実施する。	学 校 課
④ 保護者・地域・関係機関などとの連携	■学びの基盤となる、自分ではできるという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。	学 校 課
⑤ が ん 教 育	■児童・生徒に対し、がんについての理解及びがん（生活習慣病）予防のための教育を推進する。	■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。	学 校 課
⑥ ICT活用教育の推進	■ICT活用教育を組織的に推進する。 ■ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。 ■児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。 ■ICTを活用して、校務の情報化、効率化を徹底する。 ■ICTを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。 ■ICTを安全に活用するために、情報セキュリティを確立する。 ■情報安全教育を推進する。 ■先生方のICT活用指導力の向上を目指す。	■ICT活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイデアを生み出す力を育てる。	I C T 活用教育 推 進 室
⑦ 情報モラル教育	■セーフティ教室や道徳の時間を活用して進めている。今後も情報安全教育研修会などを充実させ、情報モラル向上に向けた意識啓発に取り組む。	■各学年段階において期待される情報活用能力を育てるために、指導事例等の提供や情報モラル教育の充実を図る。	学 校 課



事業	内容	方向性	担当課
⑧ 図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	■図書館においては、図書館内で乳幼児とその保護者が本を手にとったり、読んだりしやすいよう工夫するほか、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向けの図書館ホームページ開設、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。また、青少年を対象としたコーナーを設け、この年代が関心を持ち、必要とする資料を充実させる。 ■図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署へ出向いて、乳幼児へのおはなし会の開催、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校3年生を対象とした図書館の利用案内等、図書館外においても年齢に応じた本への関心と興味を促す取り組みを実施する。 ■青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生向け仕事体験事業の実施、職場体験の受け入れなどを行い、読書離れが進むとされる青少年にもPRする。	■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。未来を担う子どもたちにとって、図書館が身近な場所であり、心豊かでたくましく、社会を生き抜いていくための読書と情報をうまく得られるようになる手助けをする。 ■そのために、図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。 ■図書館は、第2次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。 ■乳幼児から青少年まで、また、子供を持つ保護者に対しても働きかけ、図書館が開かれた来やすい場所となるような環境を整えていく。	図書館
⑨ 郷土資料館	■歴史・民俗・自然など様々な分野での日野に関する資料の収集・調査研究・展示・講座・体験学習会を行う。 ■学校教育と連携して、見る・聞く・触れる・使ってみるなど博物館の強みである実物資料を中心とした学びの場を提供する。 ■その他、個別の課題学習への対応や資料・パネルなどの貸出し、職場体験の受け入れを行う。	■日野に関する歴史・民俗・自然など様々な分野について学習したい人への手助けを行い生涯学習活動を推進する。 ■学校教育と連携した事業を充実させていく。	郷土資料館
⑩ 公民館事業	■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供し、また保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。	中央公民館
⑪ 「土曜のひろば」遊学講座	■地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。 ■小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。	■地域の教育力の育成を図っていく。 ■市民が主催する講座として、支援を継続していく。	生涯学習課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(2) 学びの場の充実 (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

事業	内容	方向性	担当課
⑫ 学習支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内1か所で事業実施し、平成28年度以降については、27年度の事業結果を勘案し、事業内容や実施場所等を改善する。	セーフティネットコールセンター



施策の方向 (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

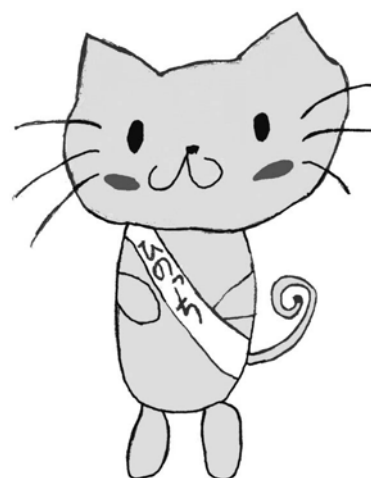
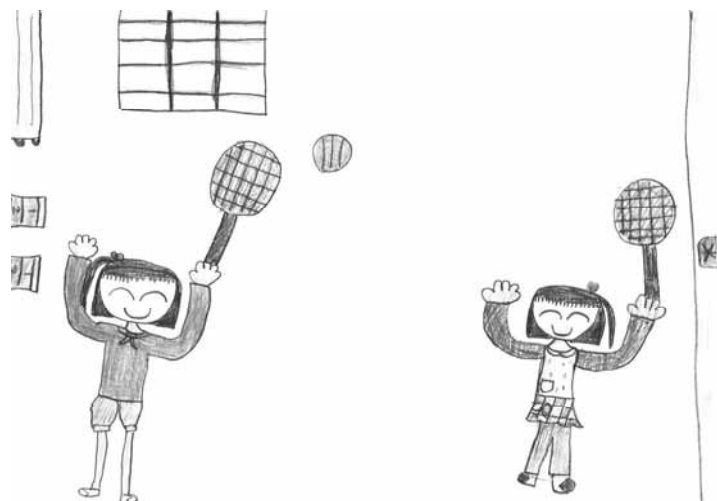
心身ともにたくましい子どもを育てていくためには、農業体験を通じて、自然を大切にする心や思いやり、感動、知的好奇心などを呼び起こし、自然の厳しさや恩恵を知り、自然と調和し生きていくことの大切さを理解することが有効です。

日野市では、食育推進計画や農業振興計画で謳われている「食育」と「食農教育」を引き続き推進していきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を今後も実施していく。 ■給食で日野産農作物を使用したり地元での収穫体験、地元農家から話を聞く取り組みなどを継続し、充実させる。	保育園
② 自然環境を活かした体験学習	■学校ビオトープについて、1校1か所の設置を目標とし、整備を行う。 11か所設置（H26年度） ■毎月1回、市内各所で市民等を対象に自然観察会を実施しており、その中で子ども向けの観察会として、春にカブトムシの幼虫配布、夏休みには親子での観察会を行う。	■ビオトープの整備は、1校1か所の設置を目標とし、教育委員会と連携のうえ推進する。 ■観察会については、引き続き子ども向け事業の充実を図っていく。	緑と清流課
③ 幼稚園・小中学校での農業体験	■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。	学校課
④ 食農教育事業	■農産物の収穫期である毎年11月を目途に子ども記者が編集する「こども農業新聞」を市内小学校へ配布し、ホームページへも掲載している。 ■七ツ塚ファーマーズセンターで、親子による食農体験を行うことで、食や農への関心を高める。	■引き続き七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。	産業振興課

(3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

事業	内容	方向性	担当課
⑤ ひのっ子 エコアクション	■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P(P l a n=計画)、D(D o=実行)、C(C h e c k=点検)、A(A c t i o n=見直し)のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。	■児童生徒及び教職員等が学校生活(教育活動及び職務遂行)において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしていく。	庶務課



方針2) 心と体の健やかな成長を支える

施策の方向(1) 心の健康を守る支援の充実

事業

- ① 保育園巡回相談
- ② 幼稚園巡回相談
- ③ 学童クラブ巡回相談
- ④ スクールカウンセラー
- ⑤ 保育カウンセラー

p.95

施策の方向(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

事業

- ① 専門指導事業
- ② 幼児グループ事業
- ③ 児童発達支援事業
- ④ 発達支援関係機関連携協議会
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 個別支援シート「かしのきシート」
- ⑦ 放課後等デイサービス
- ⑧ 障害児少年学級／障害者青年・成人学級
- ⑨ みんなの遊・友ランド

p.96

p.97

p.98

施策の方向(3) 食育事業などの充実

事業

- ① みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画
- ② 乳幼児及びその家族への食育推進
- ③ 保育園における食育推進
- ④ 学校での食育推進事業
- ⑤ 学童・児童館での食育事業の展開

p.98

p.99

施策の方向(4) 医療体制の充実

事業

- ① 救急医療体制の充実
- ② 二次救急診療体制の充実（地域密着型の中核病院機能の発揮）

p.100

施策の方向(5) スポーツ活動の充実

事業

- ① 市民の森ふれあいホール
- ② スポーツ推進委員
- ③ 子どもの体力向上のための様々な環境づくり
- ④ 校庭などの芝生化
- ⑤ 2020東京オリンピック・パラリンピック
に向けた体力・運動能力向上

p.101

p.102

施策の方向(1) 心の健康を守る支援の充実

子どもの健やかな育ちには、心身両面の健康が大切です。様々な悩みを持つ子どもや青少年の問題行動は、自らの心や体をも深く傷つけるものであり、未然に防ぐことが最も大切で、問題が発生した時には早期の発見と適切な対応を行っていく必要があります。

問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、相談しやすい環境づくりや、学校、地域、関係機関などが連携して適切に支援する体制の充実を図ります。

また、子どもたちとより多く接する機会の多い、保育士や幼稚園教諭など職員の専門性を高める必要もあります。専門職である臨床心理士などが、定期的に巡回することにより、子どもの発達状況に応じた支援や研修などを職員に行い支援体制を強化します。

事業	内容	方向性	担当課
① 保育園 巡回相談	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。 ■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。 ■各保育園の巡回回数：年3回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課
② 幼稚園 巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数：年3回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課
③ 学童クラブ 巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数：年2回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達支援課
④ スクール カウンセラー	■親・児童・生徒・職員と地域を対象に、各小・中学校に1名ずつスクールカウンセラーを配置して相談にに応じている。	■年35日（週1回）の東京都配置によるスクールカウンセラーと連携を図り連絡会を年3回実施している。大学と連携しインターンも活用し多様な相談内容に対応できるよりよい相談体制を目指す。	学校課
⑤ 保育 カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に派遣し、保育者・保護者に支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行っている。	■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へとつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。	学校課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針2)

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり



施策の方向（2）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

障害のある子どもの養育支援については、身近な地域での相談支援を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が一層連携し、生まれてから社会的、職業的に自立するまで、生涯にわたって一貫した切れ目のない支援を行うことが重要です。

発達障害も含め障害の症状や程度は多種多様であり、養育者をはじめ関係者が障害に対する理解を深め、障害を早期に発見し、個々に応じた支援を適切に行う体制を確立していく必要があります。また、養育者の身体的、精神的負担を軽減する支援も重要です。

何より、地域の全ての子どもがお互いに理解しあい、共に育つ地域づくりを推進していくことが大切です。

事業	内容	方向性	担当課
① 専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグルーptrainingを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	発達支援課
② 幼児グループ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。（1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ）	■親子の遊びグループ（3歳児程度の対象）をもう一つ増設し、対象年齢に合わせた経過観察、親の気づきの場を設定する。卒業した親同士がつながりをもてるよう、親支援事業と連動させて交流会を実施する。	発達支援課
③ 児童発達支援事業	■児童福祉法による児童発達支援事業を実施。 ■初期療育「ひよこ組」相談やいるかグループを経て、小集団の療育を必要とする1～3歳児を対象に実施。 ■通園事業「きぼう」 2歳児 週2日（火・木）保護者同伴通園 3歳児 週3日（月・水・金）単独通園 4・5歳児 週5日 単独通園 （3～5歳児は週1回保護者同伴通園）併行通園※幼稚園・保育園在園児対象 週1回（保護者同伴通園）1クラス7名送迎バス（マイクロ）あり。 第七幼稚園との交流あり。	■児童発達支援事業としての指導内容の確立を行っていく。	発達支援課
④ 発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年1～2回協議会（全体会議）を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	発達支援課

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 特別支援教育の推進	■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとっても良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。 ■第3次特別支援教育推進計画(計画期間：平成26～28年度)に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。	■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第3次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。 ■小・中学校の通常の学級での、ひのスタンダードの取り組みと授業のユニバーサルデザインの取り組みを推進。 ■ニーズに応じた特別支援学級を設置。 ■中学校リソースルームを拡充。 ■エール（発達・教育支援センター）における連携支援体制を充実。 ■教員の指導力向上に向けた取り組みの推進。 ■特別支援教室（平成28年度から東京都が実施予定）の対応検討など。	教 育 課 支 援 課
⑥ 個別支援シート「かしのきシート」	■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしていく。	■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。	発 達 課 支 援 課
⑦ 放課後等デイサービス	■学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業。	■平成24年の関連法改正により、それまでの障害者自立支援法の児童デイサービス事業(市内1か所)から、児童福祉法による障害児通所支援施策として、放課後等デイサービスが創設された。 ■以降、日野市内に当該サービスがないことを鑑み、民間法人による設置促進を図り、平成25年度1か所、平成26年度4か所(11月現在)が開設。 ■サービス利用者は増加傾向であることから、引き続き推進する。	障 害 課 福 祉 課
⑧ 障害児少年学級／障害者青年・成人学級	■障害をもつ子どもたちは、外出や様々な社会参加による社会的な刺激を受ける機会が健常児より少なく、健常者(児)との接し方や交流がうまくできにくい。ため、本事業で生活に即した学び、学び合いや人との接し方等を学ぶ機会を提供していく。	■保護者やボランティアが中心となって合宿や定例会、分科会等の機会に音楽や運動、遊びを通じて社会生活の仕方やルール等を学び、学び合い、相互の理解を深め、交流する機会(場)の提供を図る。	中 央 館 公 民 館

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針2)

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり (3) 食育事業などの充実

事業	内容	方向性	担当課
⑨ みんなの遊・友ランド	■障害のある子もない子も一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。 ■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。 ■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人達と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。 ■青少年委員会を中心に、特別支援学校、日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等と連携し、運営を行っている。 ■事業開始：平成4年2月。	■障害のある子とない子が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	子育て課



施策の方向（3）食育事業などの充実

「食」は命の源であり、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。平成17年に制定された食育基本法では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。もとより、食育はあらゆる世代に必要なものでありますが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎になるものです。

日野市では、食育推進計画に基づき、食育を推進していきます。

事業	内容	方向性	担当課
① みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進み具合を評価・検証する。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を継続していく。 （第3期食育推進計画を平成29年度改定予定） ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	健康課

第5章 個別施策の展開
Ⅱ 方針2)
(3) 食育事業などの充実

事業	内容	方向性	担当課
② 乳幼児及びその家族への食育推進	■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。 ■食事づくりに苦手意識を持つ乳幼児の保護者、妊婦を対象に「保育付き 簡単クッキング講座」を実施。家族の健康づくりを支援する。	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課
③ 保育園における食育推進	■保育の内容の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験を通じて食への関心と大切さを知る活動や給食での日野産農作物の利用する活動を実施している。	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを指導していくため、講演や講座、インターネット等のメディアを用いた家庭への発信等を実施していく。 ■年々増加傾向のアレルギー児への対応や朝食欠食率ゼロを目指す取り組みなど、食育に関わる事業の充実を図る。	保育課
④ 学校での食育推進事業	■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切にし、日野市食育推進計画の遂行を図る。 ■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。 ■農業体験や食材についての指導。 ■食事マナーに関する指導。 ■バランスのとれた食事の仕方などの指導。	■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日野産野菜をより多く使用することや食育カルタ、書初めなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報が見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。	学校課
⑤ 学童・児童館での食育事業の展開	■市内10児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでもできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、「もちつき」や「やきいも」などの季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。 ■学童クラブでは、カレーづくり等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。 ■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。	■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食べることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。 ■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。	子育て課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針2)

(4) 医療体制の充実 (5) スポーツ活動の充実

施策の方向(4) 医療体制の充実

子どもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題を早期に発見し、対応するとともに、病気や緊急時に夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していく必要があります。同時に、子どもの死亡原因として高い率を占める不慮の事故など、家庭内などにおける子どもの事故を防止していく必要もあります。

事業	内容	方向性	担当課
① 救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	市立病院
② 二次救急診療体制の充実 (地域密着型の中核病院機能の発揮)	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実に努めていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	市立病院

施策の方向(5) スポーツ活動の充実

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど人間形成に重要な役割を果たすものです。

また、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が見られ、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実などが課題としてあります。

このため、子どもがより多くスポーツに触れる機会を創出し、スポーツに取り組む態度を育成していかなければなりません。

学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図る必要があります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、スポーツをきっかけとしたオリンピック教育の充実のみならず、国際理解やボランティア活動など、様々な活動へと広がる取り組みを推進することが重要です。